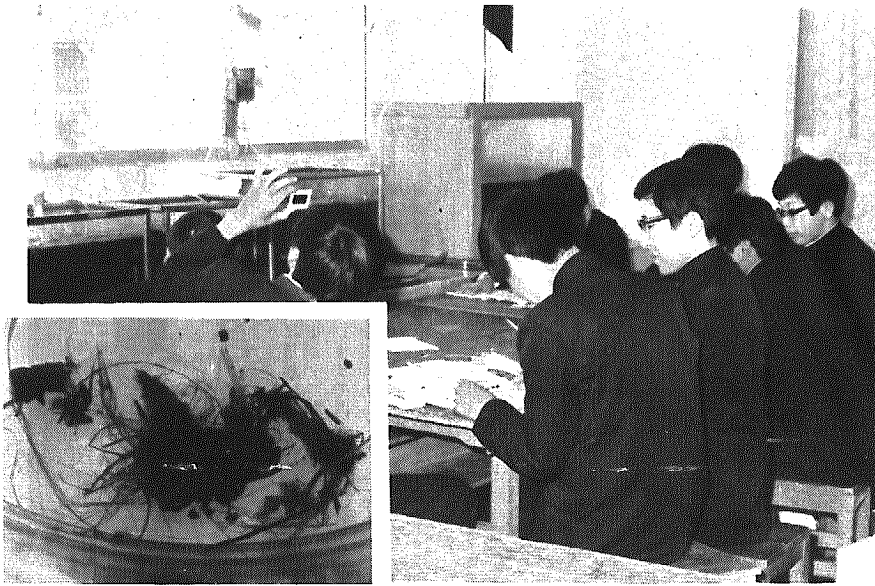


広報 UNIVERSITY

第 57 号

発行所 黒埼町役場
印刷所 共立印刷(株)



研究に余念のない生徒と「イトヨの巣」

黒埼中学校科学クラブでは、本年初めに紹介した、熱帯の淡水に生息する「グッピー」の海水飼育の成功に続いて、今度は、イトヨを海水水において飼育、産卵に成功した。

同クラブではイトヨの生態研究を初めたのは昭和四十七年頃から試験飼育を始め、何度か失敗したが、昨年はイトヨのウロコの研究で見事、県教育委員会優秀賞を獲得している。クラブ主任の斎藤先生は「部員は非常に熱心で、一日もかかさず放課後になると全員が理科室に集まって、黙々と研究している姿にはまったく黙たれんばかりです」と語っておられた。このクラブ員は二年生の中川雅史・坂井民人子・小林正巳・内藤龍太郎・一年生の吉井光憲・高橋彰・徳橋佳弘・八代明彦・大滝 徹君の九人で、次は全海水での産卵、飼育と、人工ふ化の研究を行いたいとはりきっている。

この度の実験はイトヨがずっと長期間海水で飼育できないものか

と始めたもので、イトヨは皆さんもご存知のとおり、毎年二月頃になると産卵の為この近辺の川に上り、六月〜七月頃には三センチ程になった稚魚が海へと下る(親は二、三度産卵すると死滅する)。昨年、五月二十七日稚魚62匹を、五月二十九日稚魚35匹を採取、六月目で大量死滅、六月十七日からは二週間目にして大量死滅、同じ川から採取してきた稚魚の死滅する時間が延びてきた原因は海へ下るための強い形態が徐々に発達しているもので、この頃になると体が黒ずみ、川に上って来た頃は比較的浅場に生息していたのが深場へと移動を始め、流れに沿って泳ぐようになり、体全体のウロコが完成する、これは実験結果から推測可能といわれる。

本年四月十三日、採取してきたイトヨ数匹を淡水の水槽に入れたが全部死滅、同二十一日海水の水槽に入れた所、元気よく泳ぎまわり、五月十日には巣作りを発見(注、鳥が木の枝や枯草を組み合せ巣を作るのと類似している)現在第二回目巣作りを行なっており、まず最初は水槽の底の砂を四センチ四方位のくぼみを作り、そこに生糸を入れてやった。貝がらや小枝、糸くずなどを口でくわえて運び巣作りを行なうという。五月十一日産卵をはじめ現在では五ミリ程に成長した稚魚が元気で水槽内を泳ぎまわっている。成魚は川内には見ることのできない熱帯魚のような非常に美しい体色をしている。

生徒は、毎日、成長過程をケント紙などに綿密に記録したり、この研究の最大の目的である、ヒレの出来方などを観察している。文献や論説などにはイトヨに関することは色々と言われているが、「ヒレ」の出来方はまだ述べられていないといわれる。まだまだ研究段階であり未知数のことは多いが中学生がここまで研究に成功した例は全国でもめづらしいことと絶賛しても過言ではなからう。

「グッピー」に続き イトヨを海水飼育 に成功

<町の動き>

4月末現在	(前月比)
人口	18,099 (+36)
男	8,872 (+22)
女	9,227 (+14)
世帯数	4,302 (+23)
4月1日~末日まで	
死亡	4
出生	39
死出	
結婚	37

印紙税について、ましがいいやすい例をあげてみましょう。

- ①あとで正式を受領書を発行することになっている仮受領書でも受取ったという事実を証明するものですから、受領書としての収入印紙を貼らなければなりません。
- ②一つの取引先について文書を二通以上作成したときには、それぞれに収入印紙を貼らなければなりません。

たとえば、不動産の売買契約書を正本と副本の二通作成し、それぞれに売主と買主が署名押印して一通ずつ持つ場合には正本と副本のどちらにも収入印紙を貼ることとなります。

- ③寛書、念書、差入書のような文書でも契約内容を証明するものは契約書としてその内容に応じた収入印紙を貼らなければなりません。
- ④掘出人の署名のない、白地手形で引受人やその他の手形当事者の署名のあるものは引受人やその他の手形当事者が作成者として収入印紙を貼らなければなりません。

※収入印紙を貼らなかつた文書に収入印紙を貼らなかつた場合には印紙税額の三倍、また、消印をしまつた場合には印紙税額の三倍、また、消印をしまつた場合には印紙税額の三倍、また、消印をしまつた場合には印紙税と同額の過怠税(最低五〇〇円)がかかりますからご注意ください。

ましがいいやすい 印紙税